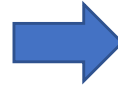


# ICT活用工事 試行要領改定および対象工種拡大

【従 前】



【改 定（令和6年7月15日～）】   今回改定

**【ICT土工】**  
○対象、発注方式 設計額が50百万円 以上:発注者指定 未満:受注者希望  
○施工プロセス 受注者希望型で施工プロセスの各段階の一部を活用する場合、  
**②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。**

**【ICT土工】**  
○対象、発注方式 設計額が50百万円 以上:発注者指定 未満:受注者希望  
○施工プロセス 受注者希望型で施工プロセスの各段階の一部を活用する場合、  
**②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。**

ICT土工とセットで実施

ICT土工とセットで実施

**【ICT作業土工(床掘)】** 受注者希望型のみ  
②⑤の段階における ICT施工技術  
の活用を必須。(④は対象外)

**【ICT付帯構造物設置工】** 受注者希望型のみ  
②④⑤の段階におけるICT施工技術  
の活用を必須。(③は対象外)

**【ICT作業土工(床掘)】** 受注者希望型のみ  
②⑤の段階における ICT施工技術  
の活用を必須。(④は対象外)

**【ICT付帯構造物設置工】** 受注者希望型のみ  
②④⑤の段階におけるICT施工技術  
の活用を必須。(③は対象外)

下記の発注方式は全て受注者希望型

下記の発注方式は全て受注者希望型

**【ICT舗装工】**  
○対 象 舗装面積(路盤工)2,000m<sup>2</sup> 以上の工事  
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

**【ICT舗装工】**  
○対 象 舗装面積(路盤工)2,000m<sup>2</sup> 以上の工事  
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

**【ICT舗装工(修繕工)】**  
○対 象 切削オーバーレイ工、路面切削工  
○施工プロセス ①②⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

**【ICT舗装工(修繕工)】**  
○対 象 切削オーバーレイ工、路面切削工  
○施工プロセス ①②⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

**【ICT河川浚渫】**  
○対 象 浚渫数量1,000m<sup>3</sup> 以上の工事(バックホウ浚渫船)  
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

**【ICT河川浚渫】**  
○対 象 浚渫数量1,000m<sup>3</sup> 以上の工事(バックホウ浚渫船)  
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

**【ICT地盤改良工】**  
○対 象 路床安定処理工、表層安定処理工、固結工  
○施工プロセス ②③④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

**【ICT地盤改良工】**  
○対 象 路床安定処理工、表層安定処理工、固結工  
○施工プロセス ②③④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

**【ICT法面工】**  
○対 象 植生工、吹付工、吹付法砕工  
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。(③は対象外)

**【ICT法面工】**  
○対 象 植生工、吹付工、吹付法砕工  
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。(③は対象外)

**【ICT構造物工(橋脚・橋台)】**  
○対 象 橋台工、RC橋脚工  
○施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。(③は対象外)

全ての工種において災害復旧工事を対象とする